

危機管理マニュアル

<令和5年度版>

御所市立
大正中学校

《 目 次 》

《 気象関係 》

警報・注意報発令時及び大地震発生時における生徒の登下校について …1	
光化学スモッグ対策措置について……………2	
(参考) 保護者用配布文書……………3・4	

《 事故・事件関係 》

事故による救急体制について……………5	
不審者侵入に関わる安全管理……………6	
学校における不審者への緊急対応の流れ……………7	
変質者等出没時の対応……………8	
校内で火災が発生した場合の対応について……………9	

《 保健関係 》

生徒の保健安全管理……………10	
学校伝染病（感染症等）発生時の対応について……………10	
理科薬品による事故の応急処置について……………11	

《 生徒指導関係 》

学校教育上のトラブルでの保護者への対応……………12	
児童虐待への対応……………13	

《 環境関係 》

校内施設・設備の点検と保全について……………14	
--------------------------	--

《 資料関係 》

本校防災計画……………15	
本校避難経路図……………19	

警報・注意報発令時及び大地震発生時における生徒の登下校について

◆警報・注意報発令の場合は市教育委員会の指示により、下記のように生徒を登下校させる。

登校について

- 1 午前7時現在、「御所市」に、大雨・洪水・暴風・風雪・土砂災害等の気象警報が発表されている場合

「臨時休業」とする

- 2 注意報が発令されている場合
 - ① 原則的には平常通りの登校とする。
 - ② ただし、登校時間帯に生徒の登校に支障をきたす場合や支障をきたすと考えられる場合は、PTA 三役の判断で登校を見合わせてもよい。
※前日の段階で翌日の大雪等の注意報発令が予想される場合は、学校より PTA 役員に警告の旨の連絡をする。
- 3 大規模地震発生の場合
 - ① 家庭で・・・・・・家庭で避難行動。安全確認後、学校へ連絡する。
 - ② 登校中・・・・・・近い方へ避難。家庭内で決めておく。
 - ③ 学校で・・・・・・原則として保護者の迎えがあるまで学校で保護する。
- 4 その他
風、雨、雪、地震その他の事情で通学路に危険が生じた場合、情報を学校または教育委員会にお寄せください。

下校について

- 1 生徒の登校後(学校にいるとき)に気象警報が発令された場合、下記のように下校の安全に留意して帰宅させる。
 - ① 気象警報の発令や緊急事態発生の場合は、市教育委員会の指示により、安全に留意し、状況に応じて速やかに下校の体制をとる。
 - ② 下校は、各大字ごとに集団で下校させ、大字担当教職員が引率のもと、各大字まで送ることとする。
 - ③ 帰宅できない生徒については、学校で待機させ、保護者と連絡をとりながら安全な下校措置をとる。
 - ④ 緊急事態の内容や状況によっては、学校やその他の場所において生徒を保護者に引き渡す場合もある。
- 2 気象条件その他の状況により、安全上の理由から下校時刻を遅らせたり、下校のさせ方を変更したりする場合がある。また、原則的には、終日臨時休業になった次の日の連絡はしない。
(必要な場合は、マチコミメール等で配信する)

光化学スモッグ対策措置について

◆ 発令時、市教育委員会から連絡あり

- 予報の場合の解除⇒市教育委員会から連絡のないときは、午後 5 時で自然解除
- 注意報以上の場合の解除⇒全て市教育委員会から解除連絡あり(午後 5 時以降についても同様)

(1) 予報のとき

- ① 症状の有無を点検する。
- ② 病弱者など、体の調子の悪いものは、屋内に入れる。
- ③ 屋外での過激な運動を避ける。
- ④ 症状を訴えたものがあれば、直ちに屋内に入れ、学校医または最寄の医師の指示を受けるとともに、関係機関へ連絡する。
- ⑤ うがい、洗眼をさせる。

(2) 注意報のとき

- ① 症状の有無を点検する。
- ② できるだけ屋外での運動を避け、屋内に入るよう指導する。
- ③ 症状を訴えたものがあれば、直ちに屋内に入れ、学校医または最寄の医師の指示を受けるとともに、関係機関へ連絡する。
- ④ 水道水等でうがい、洗眼をするよう指導する。

(3) 警報のとき

注意報の各措置事項の徹底を図る。

(4) 重大警報のとき

- ① 症状の有無を点検する。
- ② 屋外の運動を止めて屋内に入り、窓を閉めるよう指導する。
- ③ 症状を訴えたものがあれば、直ちに屋内に入れ、学校医または最寄の医師の指示を受けるとともに、関係機関へ連絡する。
- ④ 水道水等でうがい、洗眼をするよう指導する。

(参考) 被害を受けたときの症状について

- 目がちかちかする ○涙が出る ○のどが痛い・はしかい ○せきができる
- 息苦しい ○胸が痛い ○頭痛がする ○においがする ○呼吸困難 等

見やすいところに貼っておいてください。

保護者のみなさまへ

大正中学校・大正小学校



地震発生時の対応について（連絡およびお願い）

このことについては、下記のような措置をとりますので、ご理解をいただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 御所市域に「震度5弱以上」の地震が発生した場合

- (1) 登校前に震度5弱以上の地震が発生した場合、臨時休業とします。授業再開については学校から連絡します。
- (2) 登校後、在校中に震度5弱以上の地震が発生した場合、子どもを迅速に避難させ、安全な状況下で保護者に引き渡せるまで保護します。
- (3) 登下校中に震度5弱以上の地震が発生した場合、教職員が役割を分担して、校内及び通学路における安全確認及び避難誘導に努めます。

2 御所市域に「震度4以下」の地震が発生した場合

- (1) 原則として通常どおり授業を行います。
- (2) 登校前に「震度4以下の地震」が発生した場合、各家庭の被害状況により、欠席・自宅待機・避難などについてはご判断願います。なお、欠席・自宅待機・避難された場合は、必ず学校までご連絡下さい。

○ 地震発生後の連絡については、学校の連絡網等で努力いたしますが、停電及び情報の混乱時には、ご理解の上、冷静な対応をお願いいたします。

○ 学校におきましては、子どもたちの安全を守るべく、防災教育・訓練・研修の充実に努めておりますが、ご家庭におかれましても、事前の備えに努めていただきますようお願いいたします。

見やすいところに貼っておいてください。

保護者のみなさまへ

大正中学校・大正小学校



台風その他の緊急時の『警報』発令時の措置について

このことについては、下記のような措置をとりますので、ご理解をいただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 朝7時現在で、御所市に「警報」が発令されている場合

臨時休業

2010年5月より、気象庁による大雨などの警報の発表の仕方が「市町村ごとの発表」に変更となっています。

テレビやラジオによる警報についての発表では、従来の「北部、北西部」のように市町村をまとめて発表する場合があります。この場合、御所市に警報が発令されている場合と発令されていない場合がありますので、ご注意ください。

2 登校後、「警報」が発令された場合

学校で **状況を判断して下校** させます。また、状況により、児童・生徒の安全を考えて、学校に待機させる場合があります。

★警報発令中は、児童・生徒の安全を第一に考え、危険なことがないように各家庭でのご指導をお願いいたします。

★学校への問い合わせにつきましては、たいへん混雑して学校からの情報発信ができなくなる場合がありますので、ご遠慮ください。



市町村ごとの警報の発表や内容を知るには

テレビから

地上デジタル対応のテレビなら、**データ放送**から情報を入手することができます。

携帯電話から

国土交通省防災情報提供センターから情報を入手することができます。 <http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html>

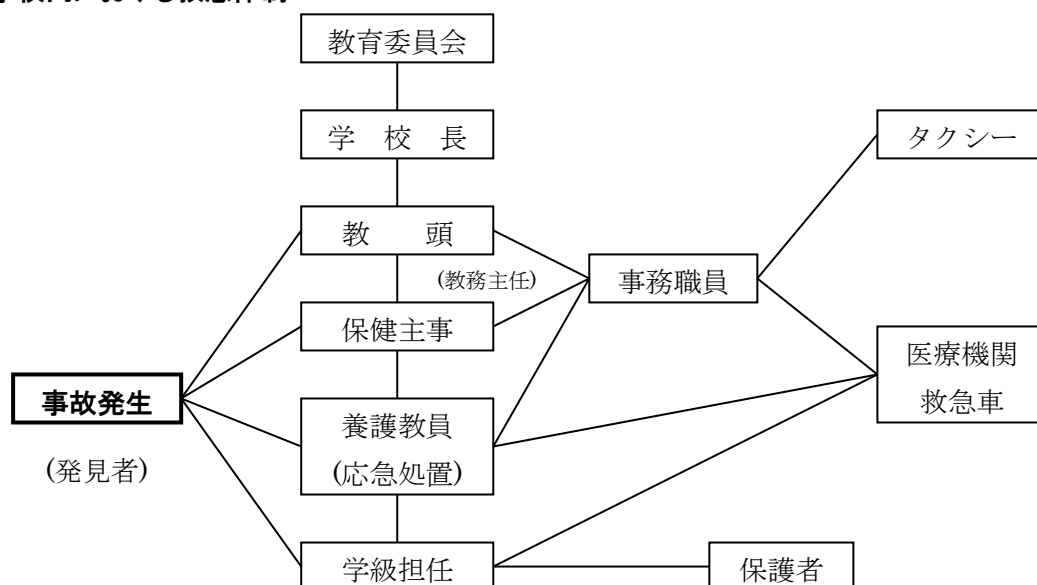
パソコンのインターネットから

気象庁ホームページから情報を入手することができます。

<http://www.jma.go.jp/jp/warn/>

事故による救急体制について

学校内における救急体制



- ① 発見者は、速やかに生徒を保健室に搬送する。
※ ただし、傷病の状況によって、特に頭部損傷等で意識がない場合は生徒を動かさずに現場にて救急処置をする。
- ② 発見者による救急処置をする。
- ③ 上図の手順で緊急連絡を開始する。
- ④ 養護教員、校長、教頭、保健主事等の判断で医療機関に依頼する。
- ⑤ タクシー、救急車(管理職による判断)の依頼をする。
- ⑥ 医療機関への付き添いは、担任、養護教員、保健主事等状況に応じて対処する。
- ⑦ 常に保護者との連絡を密にし、然るべき処置後できるだけ早く保護者に引き継ぐ。
※ 経過、状況等を詳しく早急に説明する。
- ⑧ 事後措置として、校長に事故原因・治療処置について報告し、「日本スポーツ振興センター」への災害報告書を作成する。同時に事故について報告書を作成し、校長を通じて教育委員会に報告する。(学校内外を問わず作成し、報告する)
- ⑨ 再発防止に向けて職員の間で共通理解を図る。

【病院への移送について】

(1) タクシーを利用する場合

- ・ タクシー運転手に、「御所市教員委員会でお願ひします」と伝える。
- ・ 原則として個人の車は使用しないこと。(やむをえない場合は管理職の指示を得る)

(2) 救急車要請の基準(管理職の判断)

- ①意識のない状態が持続する
- ②ショック状態が持続する
- ③痙攣が持続する
- ④激痛が持続する
- ⑤多量の出血
- ⑥骨の変形
- ⑦傷口が大きく開いている
- ⑧広範囲の火傷 等

不審者侵入に関わる安全管理

1 防 止

- 校舎の安全点検と施錠
- 外部からの来校者は職員室を通ることの徹底
 - *保護者は名前を告げる。
 - *市職員・業者は身分証を付ける。
- 校内で不審者を見かけた場合は、必ず声をかける。
- 生徒が校内で不審者を発見したら、教職員にすぐに連絡するよう指導する。
- 各教職員は、携帯電話等を所持し、連絡が取れるようにする。
- 教職員による校内パトロールの実施(毎日)
- 防犯カメラによる監視……校門付近

2 事件が発生した場合

不審者と生徒の接触を断つことを第一に考え、生徒の誘導・避難に当たる。

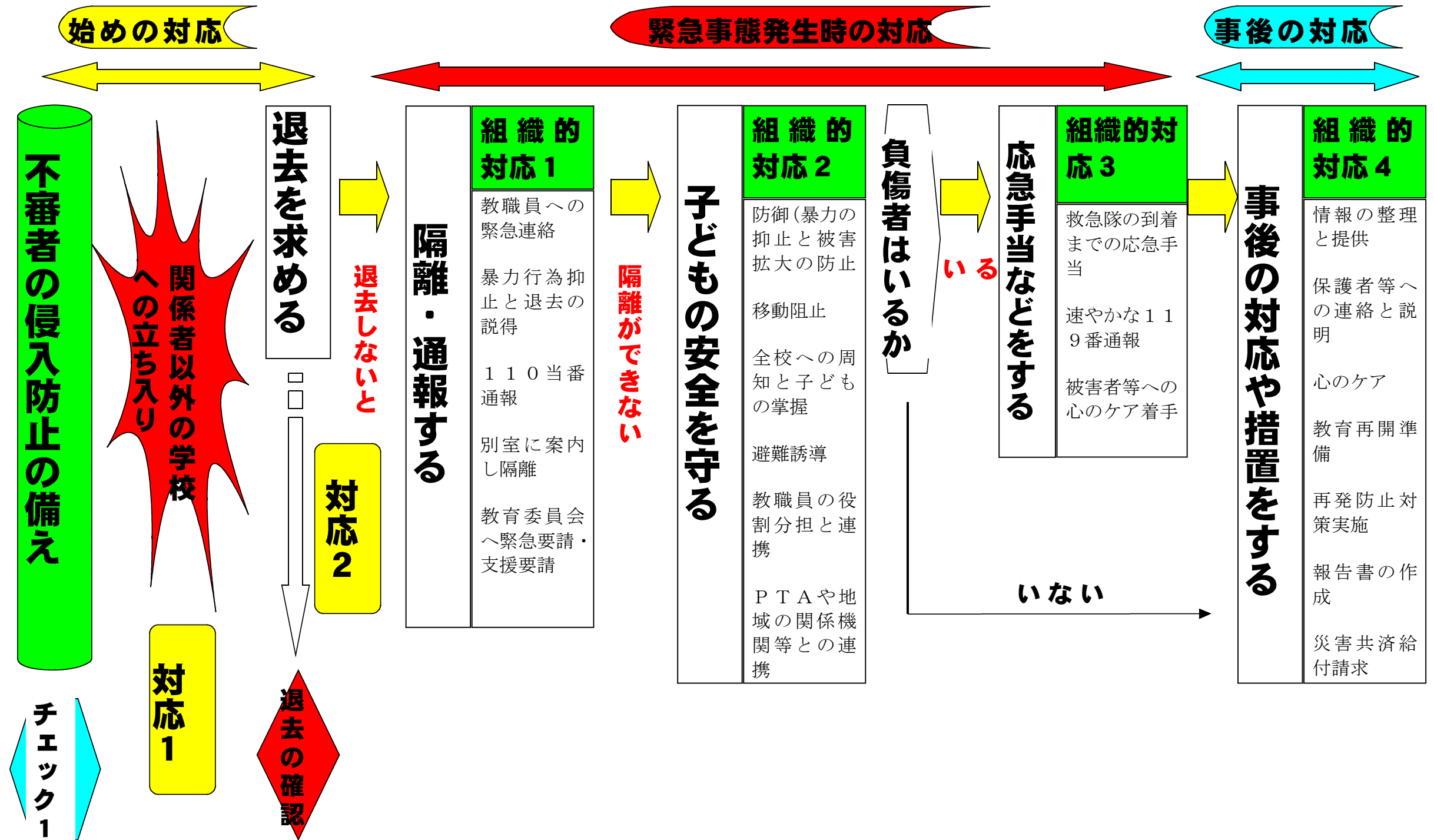
- ① 生徒の安全確保・救出……不審者からできるだけ離れる。
- ② 防犯ベル・火災報知器等で緊急事態を知らせ、助けを求める。
- ③ 状況確認後、警察・消防・医療機関・教育委員会に通報・連絡する。

3 保護者への連絡と生徒の引渡し

■生徒を安全に下校させるために、状況に応じて出迎えを依頼する。

- ① 当該生徒の保護者に連絡する。
- ② PTA 役員（三役）に連絡する。
 - ※ 教職員は、大字ごとに分かれ生徒を送る。
- ③ 全保護者に連絡（マチコミメール及び電話等で）
 - ※ 必要に応じて市内各校園所に連絡する。
 - ※ 状況が明らかになった時点で、市教育委員会に文書で報告する。

学校における不審者への緊急対応の流れ



変質者等出没時の対応について

★万一、変質者等に出くわしたら★

生徒

- 大声を出して、近くの人や家に助けを求める。
- 安全なところまですぐに逃げるとともに、できれば 110 番通報する。
- 一刻も早く、保護者または周りの大人に連絡する。

保護者

- 事情を確認の上、警察署に通報する。
- 学校に連絡する。

連絡を受けたときは

① ポイントを絞って話を聞く。(記入用紙あり)

- (1) 日時 (2) 場所 (3) 誰が (4) 事の概要・被害の有無
- (5) 相手の特徴・車両の特徴(ナンバー・色・形等)
- (6) 警察への通報の有無 ⇒ 通報がまだの場合は警察へ連絡する。

② FAX で市教育委員会に連絡する。

市教委指定の報告用紙に概要を簡潔に記入し、できるだけ速やかに。

プライバシー保護の観点から被害生徒の氏名は書かない。必要があれば電話連絡する。

③ 市内各小中学校に FAX(市教委指定の報告用紙)または電話連絡する。

④ 現場の確認(連絡と並行して教職員を派遣)

⑤ 担任は家庭訪問をし、被害生徒の心のケアに当たる。

後日、生徒が落ち着いてから詳細に事情を聞くとともに継続的な心のケアに当たる。

また、保護者には取組の概要について報告する。

⑥ 必要に応じて、PTA 会長や役員に連絡する。

⑦ 事実を詳しく把握した時点で、市教委へ文書で報告する。また、全保護者に対しては、事実経過の報告と啓発の文書を配布する。

校内で火災が発生した場合の対応

1 火災の発見

- ① 近くの火災報知機のボタンを押す。
- ② 職員室(管理職等)へ連絡する。

2 避難の指示

- ① 直ちに校内放送で、火災場所と危険区域を全校に知らせ、避難の指示をする。(教頭・教務)
※ 放送できない場合は、職員室にいる職員が分担し、伝達する。
※ 職員室にいるものは、開門・特別支援学級への応援・重要書類の搬出等を行う。
- ② 消防署・市教委へ通報・連絡する。(教頭・教務)

3 運動場へ避難する。(状況を判断した安全な場所へ…朝会の並び方)

- 【授業中】直ちに授業を中止し、放送の指示に従って生徒を避難させる。
【休憩中等】緊急放送をしっかりと聞き、指示されたとおりに落ち着いて避難させる。
職員は、担当場所に駆けつけ、生徒を避難させる。

4 避難後、生徒の確認をし、人数を報告する。

5 負傷者がいる場合は、応急処置をする。

- ※ 状況により救急車を要請する。

6 職員は、各任務に当たる。

《緊急本部》朝礼台横	
本部長	……………校長
総指揮	……………教頭
副指揮	……………教務
総括	……………防災担当
保健室在室児童の誘導	……………養護教員

7 市教委の指示のもと、事後の処置をする。

- ① 生徒への指導(学級担任)
- ② 職員への指示伝達(校長)
- ③ 関係機関への報告(校長)

8 状況により、PTA 役員とも今後の対応について協議する。

9 消防署への協力

原因究明と今後の対応

生徒の保健安全管理

1 健康観察と欠席調べ

教室で朝の健康観察をする。欠席者については理由の確認をする。

- ① 担任は、欠席調べを職員室へ持っていく。
- ② 出席停止扱いの病気(学校感染症)は次の通りである。

〈第一種〉 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病
ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、痘そう
重症急性呼吸器症候群(SARS)、南米出血熱、指定感染症
鳥インフルエンザ(H5N1)、新型インフルエンザ、新感染症
髄膜炎菌性髄膜炎

〈第二種〉 インフルエンザ、麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
水痘(みずぼうそう)、風疹、百日咳、咽頭結膜熱(プール熱)、結核

〈第三種〉 腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、コレラ、パラチフス
急性出血性結膜炎、細菌性赤痢、腸チフス

〈その他の感染症〉伝染性紅斑、手足口病ウイルス性肝炎、マイコプラズマ肺炎、ヘルパンギーナ、
流行性嘔吐下痢症、溶連菌感染症、ヘルペスなど「条件によっては出席停止」

2 けがの処置

- ① 保健室へは、担任と一緒に担任に連絡してから来る。
- ② すり傷の場合は、傷口の土や砂などを流水で洗い流してから消毒する。
- ③ 刺し傷など深い傷は、十分に消毒する。
- ④ 打撲、突き指、捻挫などは冷やしてから冷湿布をして様子を見る。痛みや腫れがひどい場合は、医療機関で受診する。
- ⑤ 火傷は、すぐに水で痛みがとれるまで十分に冷やす。その後、細菌感染を防ぐために患部を清潔にする。
- ⑥ 頭部打撲は、患部を冷やし、安静にする。子どもの様子をしっかりと観察し、必ず保護者に連絡する。頭部を強打した場合は、医療機関で受診する。

3 保護者への連絡

- ① けが等で急を要する場合は、すぐ保護者に連絡し、医療機関で受診する。
- ② けが等の症状が軽い場合は、保護者にけがの状況を説明し、家で様子を見てもらう。
- ③ 病気で早退させる場合は、保護者に連絡し、原則的に保護者に迎えに来てもらう。

学校伝染病(感染症等)発生時の対応について

日々の健康観察において、体調のよくない生徒が多く、欠席者が急に増えた場合

- ① 学級担任は、欠席人数とその理由を正確に把握し、欠席調べをすぐに職員室に提出する。
- ② 養護教員は、管理職・保健主事に報告する。
- ③ 管理職または養護教員が校医に連絡し、意見を求める。
- ④ 校長は校医の意見を受けて、教頭・教務・養護教員・保健主事と協議の上、市教委に報告・相談し、学級・学年・学校閉鎖の判断を市教委へ報告する。
- ⑤ 校長は、閉鎖が決定したら全職員に連絡する。
- ⑥ 教頭は、各家庭に配布する連絡文書を作成する。
- ⑦ 学級担任は、生徒に連絡文書を配布し、学級指導を行う。
- ⑧ マチコミメールで、次の日以降の連絡等を行う。

理科薬品による事故の応急処置について

◆理科薬品による事故を起こした場合は、速やかに医師の処置を受けることが第一であるが、以下に応急処置を示した。(病院へ移送する場合は「事故による救急体制」を参照)

(1) 火傷(熱によるもの)

- ・ 第1度火傷(皮膚が赤くなる程度)
冷水療法で治療する。
- ・ 第2度火傷(水泡ができる)
消毒した包帯を軽く施し、医師の治療を受ける。水泡は絶対に破らないこと。
- ・ 第3度火傷(皮膚が黒く焼けてしまう)
1000倍の逆性石鹼液で洗い、ガーゼを当てて、直ちに医師の治療を受ける。

(2) 口から入った場合

直ちに、牛乳、温水などを飲ませ、一刻も早く吐かせる。意識のないときは気管に詰まるので、このことは絶対にしない。なお、強酸・強アルカリを飲んだときは、牛乳を飲ませた後、直ちに医師の治療を受ける。

(3) 眼に入った場合

まぶたを開き、流水で洗う。種類や濃度に関係なくすばやく行うこと。酸に対しては15分間、アルカリに対しては30分以上流水で洗い続ける。

(4) 皮膚についた場合(薬品による火傷)

流水で洗う。衣服を脱がせるときは局所をこすらないように注意する。医師の指示があるまでは、油、軟膏、散布剤などの薬品を用いてはならない。

(5) ガス中毒

通気の良いところへ運ぶ。救助者が不用意に汚染気中に飛び込まないこと。衣服を緩め、頭を高くして上向きに寝かせる。必要により人工呼吸、酸素吸入を行う。

(参 考)

塩酸(HCl)劇物 ⇒ 粘膜を刺激する。人体に触れると皮膚が侵され、ガスを吸い込むと呼吸器が侵される。

過酸化水素水(H₂O₂)劇物・危険物第6類 ⇒ 濃い濃度のもは皮膚に付くと白くなり、痛みを伴う。

水酸化ナトリウム(NaOH)劇物 ⇒ 皮膚を激しく腐食させ、眼に入ると失明の恐れあり。

アンモニア水(NH₃)劇物 ⇒ 気体を吸入すると呼吸困難になる。皮膚や粘膜を著しく侵す。

酢酸(CH₃COOH)危険物第4類 ⇒ 皮膚に触れると炎症を起こす。

メタノール(CH₃OH)劇物・危険物第4類 ⇒ 吸入すると頭痛、めまい等をおこし、神経が侵され失明する恐れがある。

学校教育上のトラブルでの保護者への対応

1 相手の言い分を丁寧によく聞く態度を示す。

- ① 聞く態度を相手に示す。今がだめなら理由を告げ、日時を約束する。
- ② 相手の気持ちやいいたいことをよく聞く。

保護者の
要望

2 事実関係を的確に把握する。

- ① 問題は何であるか、事実はどうかを十分調査する。
- ② 原因の把握（学校に対してか・生徒同士のことか）
- ③ 保護者の理解不足か誤解なのか等、相手の立場に立って対立の原因を明らかにする。

事実関係
の把握

3 校長、教頭、教務、生徒指導主任への報告・連絡・相談を大切にする。

- 「ホウ(報)・レン(連)・ソウ(相)」に心がける。
事実関係を明確に報告する。

報告・連
絡

4 相手と十分話し合う。

- ① 相手を説得するのではなく、相手の気持ちを聞くという態度を大切に。
- ② 真剣に問題解決にあたるという誠意ある態度で対応する。

話し合い
の設定

5 学校側に非がある場合は、丁寧な謝罪と説明をする。

- ① 言い訳を繰り返すことなく、直接会って率直に詫げる。
- ② 担任だけでなく、校長(教頭)が同伴する。

具体策の
明示

6 組織を生かした対応をする。

- ① 全職員が問題点の事実を共通理解する。
- ② 当該学年の教師集団で事後の対策等を相談する。
- ③ 教務、生徒指導主任等関係教師と相談する。
- ④ 管理職も含め、事後の対策、保護者への対応を図る。

保護者へ
の説明

7 状況によっては、PTA 役員とも相談して援助・協力を求める。

8 市教育委員会に報告する。

- ① 事実関係
- ② 保護者の要望・要求と学校としての対応

市教委へ
の報告

学校における児童虐待への対応

1 虐待を疑ったら、まず報告、そして通告

- ① 子どもへの虐待を疑ったら、一人で抱え込まず、校長等の管理職に報告する。
- ② 虐待を疑った経緯や緊急性、役割分担、学校としての判断や方針等を校内で協議する。
- ③ 校長等の管理職から市町村の児童虐待通告先へ電話連絡し、後ほど文書で通告する。

2 校長、教頭、教務、生徒指導主任への報告・連絡・相談を大切にする。

「ホウ(報)・レン(連)・ソウ(相)」に心がける。
事実関係を明確に報告する。

3 子どもと保護者への対応

- ① 子ども自身がリラックスできる雰囲気をつくり、担任や養護教員など顔なじみで安心できる人が話をするなどの配慮をします。
- ② 虐待者である保護者に対しては、共感的に対応する者と、社会的規範に対応する者と複数で対応する。

4 関係機関との連携

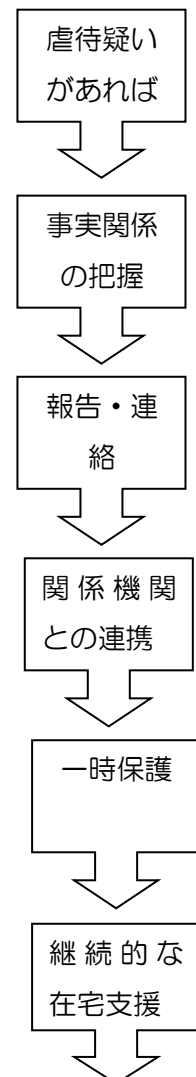
福祉、医療、保健、司法等の様々な領域の機関や担当者と連携して取り組まなければなりません。

5 一時保護への対応

児童福祉法第33条には、児童相談所長が必要と認めるときは児童に一時保護を加えることができると規定されています。この一時保護は子どもの安全確保が最優先されるため、親権者の同意は必ずしも必要でなく、子どもや親の意に反して児童相談所長の権限で子どもを親から分離することができる。

6 継続的な在宅支援のポイント

- ① 子どもとのふれあい機会を増やし、自信と安心感を与える
- ② 友だちとの仲間づくり
- ③ 保護者を責めない
- ④ 時間をかけて話し合いをする



校内施設・設備の点検と保全について

1 ねらい

校内の施設・設備を点検することにより、生徒の安全を確保することをねらいとする。

2 実施日

- 毎日の清掃時
- 毎月 …… チェックリストの作成

3 実施方法

- 全職員でそれぞれの場所を分担して、施設・設備等の点検をする。
- 安全点検を定期的に行い、チェックリストを作成する。
- 生徒が安全であるかを考え、細部にわたって点検を実施する。
- 事故の要因となる不備箇所の早期発見に努める。
- 危険を速やかに除去する。処置できないものについては、適切な処置を講じる。

4 点検項目(方法) ※できるだけ複数人数で点検をする

① 目 視

ゆがみ・亀裂・磨耗・腐食はないかを注視する。

② 打 音

ハンマーなどでたたいて確かめる。

③ 振 動

揺り動かして確かめる。

④ 負 荷

ぶら下がる、押す、引くなどして確かめる。

⑤ 作 動

スムーズに動くか、回るか、上下するかを作動させ確かめる。

御所市立大正中学校 防災計画

2023年4月10日

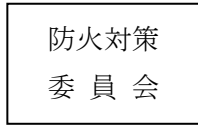
1. 防火管理体制の組織及び防火管理業務の分担を次のように定める。

(委員長・管理権原者)

校長

(班長・防火管理者)

教頭

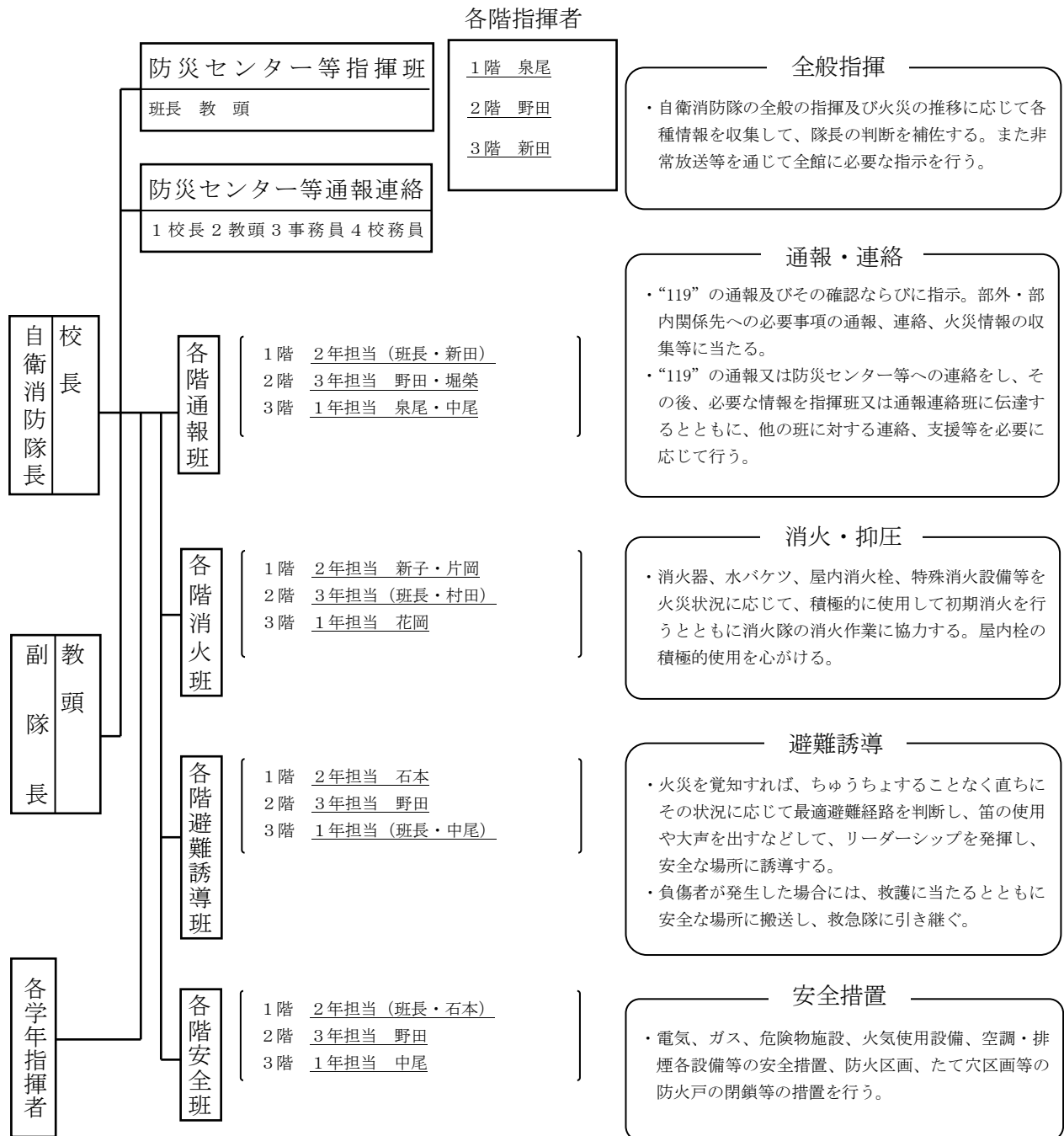


構成スタッフ

担当業務

- 1年生指係 ……館内火災予防対策担当
- 3年生指係 ……防災教育訓練担当
- 2年生指係 ……消防設備・建築設備の点検担当
- 3年生指係 ……火気管理・許認可等担当
- 校務員担当 ……自主点検・警備担当

2. 自衛消防隊の設置及び組織を次のように定める。



3. 受信機の監視及び各消防用設備等の担当者を次のように定める。

消 火 器		自動火災報知設備	屋 内 消 火 栓		特殊消火設備
各階設置数	担 当	・受信機設置場所 2階の 職員室 担当 昼間(教頭) 夜間(警備会社) ・副受信機設置場所 1階の 校務員室 担当 昼間(校務員) 夜間(警備会社) 放送設備(業務放送を含む) 設置場所 2階の 放送室 担当 昼間(放送担当教員) 夜間()	各階設置数	担 当	設備名 () 設置場所 () 担当 () () () () 連結送水管等 送水口設置場所 () 消防隊誘導担当 ()
3階7本	2年 新子		3階4個所	2年 新子	
2階7本	3年 野田		2階4個所	3年 野田	
1階10本	1年 泉尾		1階4個所	1年 泉尾	
体育館 1階4本	体育教員		体育館 1階2個所	体育教員	
体育館 2階1本	体育教員		体育館 2階1個所	体育教員	
技術室3本	技術教員		技術室 3個所	技術教員	
避難器具	担 当		自動火災報知設備又は放送設備 の操作・監視業務の外部委託		
階 個所			委託先		
階 個所			電話		
階 個所		委託内容			
階 個所					
階 個所					
階 個所					
階 個所					

4. 通報連絡方法は次のとおりとする。

—— 出火場所から指揮班に連絡 ——

- ・火災発見者等は、指揮班(教頭、1・2・3学年係)に連絡する。
- ・自動火災報知設備受信機により火災覚知した場合、又は火災発見者等から連絡を受けた場合、指揮班は“119”通報するとともに現場を確認し、状況により全館鳴動及び非常放送する。
- ・非常通報装置(ワンタッチ式)を使用する。
- ・その他()

—— 出火場所から指揮班への連絡内容 ——

- ・火災が発生したことを通報する。
- ・初期消火可能(不可能)であることを通報する。
- ・応援が必要(不要)であることを通報する。
- ・避難開始が必要(不要)であることを通報する。
- ・消火した場合は直ちに報告する。
- ・その他()

—— 指揮班から消防隊へ連絡 ——

- ・出火場所の説明ならびに誘導をする。
- ・延焼状況の概要報告をする。
- ・在館者の避難状況、要避難者の有無等を報告する。
- ・建物状況の報告をする。
- ・危険物、電気、ガス施設の状況を報告する。
- ・連絡内容は、
 「火事です。所在地は御所市三室 206-1 です。近くに水道局があります。」
 「〇〇階の〇〇部分が少し(大きく)燃えています。」
 「現在のところ逃げ遅れはない(ある)模様です。」
 「誘導員が〇〇〇に待機しています。」等とする。

5. 消火活動要領は次のとおりとする。

—— 初期消火活動 ——

- ・火を見てもあわてず落ち着いて行動する。
- ・叩き消し、水バケツ、砂等を使用する。
- ・消火器を使用する(使用は天井着火までとし、いつまでも消火器に執着しない)。
- ・消火器使用と同時に屋内消火栓の放水態勢をとり早期に使用する。
- ・操作順序は「起動ボタンを押す」、「ホース延長」、「ノズルを火点にむける」、「バルブを開ける」とする。
- ・ホースのねじれ、折り曲げに注意する。
- ・周囲の状況に注意し退路を考え、深追いしないこととする。

—— 特殊消火設備の使用 ——

- ・小規模火災のうちは消火器を使用する。
- ・的確な判断により早期に特殊消火設備の使用を決心する。
- ・使用時は付近に注意を喚起する。
- ・指揮班に必要事項を連絡する。
- ・使用後は早期に避難する。
- ・現場の消防隊には使用したことを必ず連絡する。

—— 消防隊支援活動 ——

- ・消防隊が現場到着した場合には、火災、延焼状況を通報する。
- ・放水作業等の交替を円滑に行う。
- ・交替時は消防隊の要請により消防隊の消火作業を支援する。
- ・安全班は電気、ガス施設、空調、排煙各設備などの安全措置を行う。
- ・安全班は防火戸等の閉鎖の措置を行う。
- ・消防車両進入障害物を除去し消防車両を誘導する。
- ・消防隊員を火災現場に誘導する。

6. 避難計画及び避難誘導は次のとおりとする。

二方向避難の確保

避難経路は別紙

(階別)	屋内階段 (東)	屋内階段 (西)	屋外階段 (西)
1 F	○	○	○
2 F	○	○	○
3 F	○	○	○

※各階の避難経路が複雑な場合には、避難経路を示す図面を添付する。

避難の開始

- ・非常ベルが鳴ったら避難に備え避難準備態勢をとる。
- ・大声で皆に知らせる。
- ・責任者はリーダーシップを発揮して的確に避難行動を指示する。
- ・必要に応じて、タオル・マスク等を使用する。
- ・いたずらに騒ぎたて、無秩序な行動にならないようにする。
- ・地震発生ときは、必ず授業担当等が必要な指示を行う。

避難方法の決定

- ・各階の避難誘導班の責任者は、当該場所における最適避難方法を決定する。
- ・避難順序は、
 - ① 横方向へ避難
 - ② 下方向への避難
(屋外階段、屋内階段等の利用)とする。
- ・避難器具は最終的な方法とする。
- ・避難場所は予め定められた場所とする。

避難誘導の指揮

- ・火災の全体状況の把握につとめる。
- ・機会を失せず非常放送等により火災状況を説明するとともに、避難方向を指示する。
- ・パニック現象を考え、放送内容等については平素から十分に留意しておくこととする。
- ・消防隊との密接な連絡を保つこととする。
- ・安全班に排煙措置、防火戸の閉鎖確認等の指示をする。
- ・要救助者の有無を確認する。
- ・負傷者が発生した場合には、教職員等による応急救護活動を行う。

7. 避難・通報・消火訓練の計画及び実施については次のように定める。

訓練実施計画

- ・年1回は検証訓練を実施する。
- ・避難・通報・消火の訓練を年2回(年1回)以上実施する。
- ・訓練実施時は予め消防署へ通報する。
- ・訓練内容はできるだけ写真等で記録し、次回の訓練等の参考にする。
- ・震災対策としての防火訓練を実施する。

避難訓練(消火対策を含む)

- ・非常ベル鳴動時の避難準備態勢訓練
- ・館内放送による避難誘導訓練
- ・各々の場所における最適避難誘導訓練
- ・責任者、指揮班の指示・命令訓練
- ・安全班における防火戸等閉鎖訓練
- ・職場ごとに訓練に応じた目標を設定して行い、各人がその任務について熟練するよう努める。

通報訓練

- ・自動火災報知設備受信機による火災覚知訓練
- ・放送設備による館内放送訓練
- ・校内電話により、“119”し必要な情報を伝える“119”通報訓練
- ・出火場所及び各班から指揮班へ連絡する訓練
- ・指揮班から各班及び消防隊へ情報伝達する訓練

消火訓練

- ・消火器訓練
- ・水バケツ・水道ホースなどによる訓練
- ・屋内消火栓による操作・放水訓練
- ・火気使用設備の使用停止訓練

8. 避難通路の確保及び火災予防上の危険物品の除去等については次のように定める。

- ・階段、廊下、通路等の避難経路には物品を置かない。
- ・避難誘導等に支障を生ぜしめないよう適正な定員確保に努める。
- ・屋外階段、避難階での非常口の錠は、非常錠とする。
- ・防火戸は正常に作動するよう日頃から維持管理し、防火戸の機能障害を排除する。
- ・避難の経路となる部分及び消火器、自動火災報知設備受信機、放送設備操作部、屋内消火栓箱等の周辺は常に整理・整頓し、使用を妨げる物品等を置かず、避難及び消火活動の支障にならないようにする。
- ・避難口誘導灯は常時点灯とする。

9. 防災教育は次のように実施する。

- ・震災対策を含む消防計画の内容、校内防火規則の内容等は、教員に対する研修等で徹底する。
- ・特に初任者、転勤者等については、赴任時等の時期に研修を徹底する。
- ・上記の他防災教育について、必要な事項は校内防火規則に定める。

10. 火災予防に関する自主検査については、次に定めるとおり随時実施するものとする。

- ・火気使用器具の日常点検
- ・喫煙管理状況
- ・建物内の出入口、通路、非常口等避難路の障害状況
- ・火気使用器具及び施設の管理状況
- ・電気設備及び器具の管理状況
- ・危険物等の管理状況

11. 消防用設備の点検については次のように実施する。

消防用設備については、消防法第17条の3の3に基づき、次の点検を実施するとともに、別の維持台帳に記録し、3年に1度消防署長に報告するものとする。

機器点検	6ヶ月に1回
総合点検	1年に1回

なお、上記点検について、点検資格者の必要な点検は、御所市教育委員会を通じ、点検資格者と保守計画を結び、点検を実施するものとする。

12. 当該建物内で全く無人になる場合は、次のように対応する。

- ・自動火災報知設備の受信機から移報をとり、下記の警備会社へ機械警備を委託する。

警備会社名（ セコム ）
電 話（ 0745-76-2145 ）

- ・機械警備を委託せず、付近の勤務者へ連絡する体制をとる。

主な連絡先

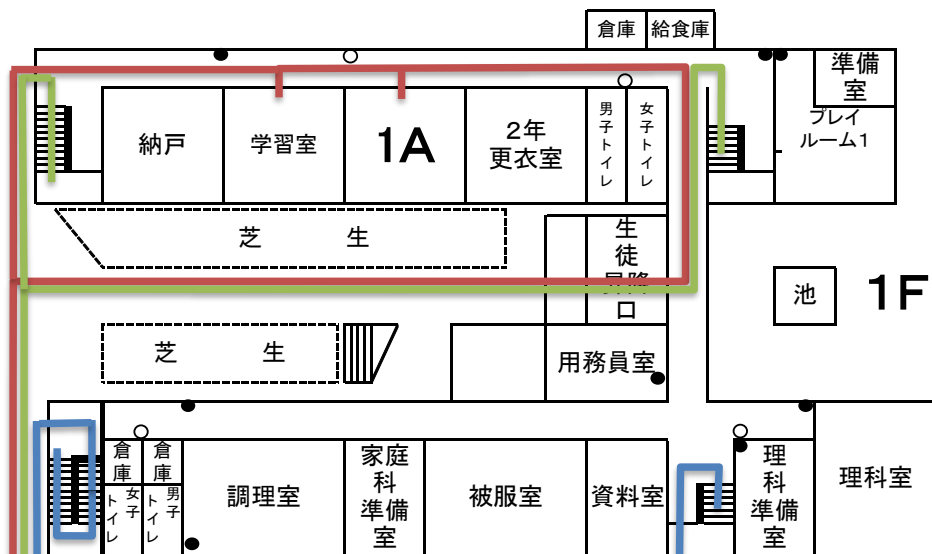
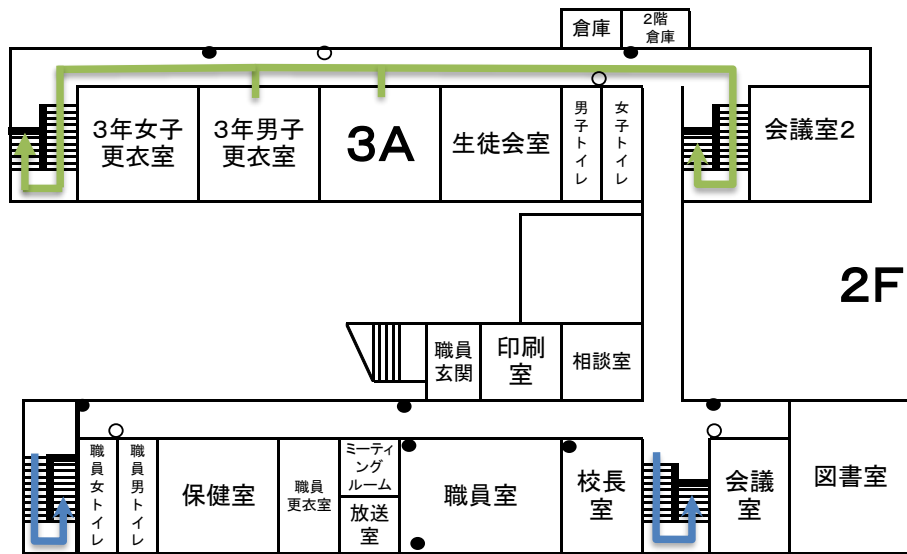
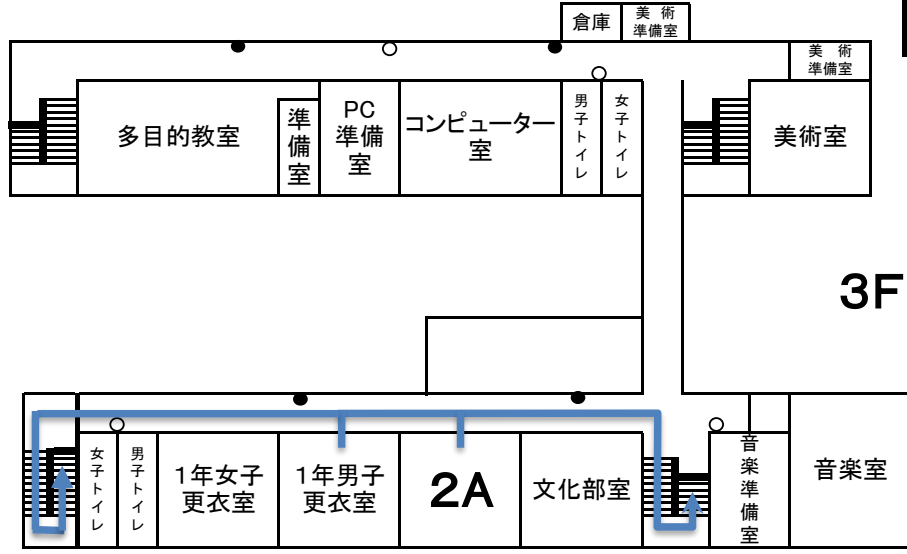
〔氏名 校長 小西 満〕
〔電話 090-1074-1716〕
〔氏名 教頭 山下哲史〕
〔電話 090-9117-9169〕
〔氏名 3年担任 垣本社也〕
〔電話 090-9163-1240〕

附 則

- ・この計画は、関係者及び出入りする者に適用する。
- ・この計画は、2022年4月10日より実施する。

大正中学校避難経路

- 消火栓
- 消火器



グラウンド

